

令和3年度 市民税・県民税について

お問い合わせ先 税務課 市民税係（電話番号 0942-85-3588）

市民税・県民税は、地域社会の費用を住民の方がその能力に応じ広く負担するという性格を持つ地方税で、地方税法、鳥栖市税条例及び佐賀県税条例により定められています。市民税・県民税は、前年中の所得金額と所得控除額を基に税額が決定されます。

市民税・県民税の納税通知書は、特別徴収（給与天引き）の方には事業所を経由して5月中旬に、普通徴収（個人納付）・年金特別徴収（年金天引き）の方には6月初旬にそれぞれ送付します。

普通徴収（個人納付）の方は納め忘れのない口座振替をご利用ください。口座振替に関するお手続きについては管理収納係（電話 85-3587）までお問い合わせください。

令和2年分の所得税の確定申告及び市民税・県民税の申告期限の延長により、当初通知に3月16日以降の申告内容が反映されていない場合があります。

市民税・県民税が課される人（市県民税の納税義務者）

- 市内に住所を有する人で前年の合計所得金額が38万円を超える人
- 市内に事務所、店舗等を有する人で市内に住所を有しない人

市民税・県民税が課されない人（非課税対象者）

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人（障害者、寡婦、ひとり親は申告が必要です）

一定の条件を満たす海外からの研修生・実習生は、「租税条約に関する届出書」を提出することにより市県民税が免除されます。

市民税・県民税の減免

次に該当する特別の事情などがある場合には、納税義務者の税金を負担する能力との比較により市民税・県民税の減免や納税の猶予ができることがあります。

- ・生活保護を受けている、または所得が皆無になったため生活が著しく困難となった場合
- ・震災、風水害、火災等により著しい損害を受けた場合

市民税・県民税の減免を受けようとする場合は、すぐに税務課にご相談ください。納付期限を過ぎている市民税・県民税は減免できませんのでご注意ください。また、減免に該当しない場合であっても納税猶予ができることがあるため、あわせてご相談ください。

市民税・県民税の年金特別徴収（年金天引き）

4月1日現在65歳以上で年金から介護保険料が天引きされている年金所得者は、市民税・県民税が年金から天引きされます。前年度の市民税・県民税が年金天引きとなっている場合は、年金所得に課税される前年度 市民税・県民税額の半分の税額を4月・6月・8月の3回に分けて年金から天引きし、その税額を年税額から差し引いた残額を10月・12月・2月の3回に分けて年金から天引きします。

新たに年金天引きとなる場合や、過去に年金天引きが停止し再び天引きとなるときは、年税額の半分の普通徴収（個人納付）で納付し、その税額を年税額から差し引いた残額を10月・12月・2月の3回に分けて年金から天引きします。

なお、年金以外の所得がある場合は普通徴収（個人納付）もしくは給与特別徴収（給与天引き）となります。

所得金額について

所得金額とは、1月1日から12月31日までの1年間の収入金額から、その収入を得るための必要経費（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額など）を差し引いたものです。

（給与等）

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超～360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超～660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超～850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超～1,000万円以下	195万円（上限額）
1,000万円超	

（公的年金等）

65歳未満（昭和31年1月2日以降に生まれた人）				65歳以上（昭和31年1月1日以前に生まれた人）			
公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額			公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下		2,000万円超		
130万円以下	60万円	50万円	40万円	330万円以下	110万円	100万円	90万円
130万円超～410万円以下	(A)×25%＋27.5万円	(A)×25%＋17.5万円	(A)×25%＋7.5万円	330万円超～410万円以下	(A)×25%＋27.5万円	(A)×25%＋17.5万円	(A)×25%＋7.5万円
410万円超～770万円以下	(A)×15%＋68.5万円	(A)×15%＋58.5万円	(A)×15%＋48.5万円	410万円超～770万円以下	(A)×15%＋68.5万円	(A)×15%＋58.5万円	(A)×15%＋48.5万円
770万円超～1,000万円以下	(A)×5%＋145.5万円	(A)×5%＋135.5万円	(A)×5%＋125.5万円	770万円超～1,000万円以下	(A)×5%＋145.5万円	(A)×5%＋135.5万円	(A)×5%＋125.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- ・給与等の収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合
(ア 本人が特別障害者に該当する、イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する、ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する)

所得金額調整控除額＝（給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円）×10%

- ・給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）＋（公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円））－10万円

市民税・県民税の税率

均等割 市民税 3,500円 県民税 2,000円（うち500円は佐賀県森林環境税分）

所得割 （所得金額－所得控除額）×税率－調整控除－税額控除

- 総合課税の税率 市民税 6% 県民税 4%
- 分離課税の税率 ※下記以外の分離課税所得の税率は市民税係へお尋ねください。
 - ・不動産の長期譲渡所得（所有期間5年超） 市民税 3% 県民税 2%
 - ・不動産の短期譲渡所得（所有期間5年以下） 市民税 5.4% 県民税 3.6%
 - ・株式譲渡所得 市民税 3% 県民税 2%

所得控除 納税義務者の税金を負担する能力に応じた税負担を求めため、所得金額から一定額の控除を行います。所得控除には次のものがあります。

雑損控除	(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等×10%)と(災害関連支出金額－5万円)のいずれか多い方の金額									
医療費控除	従来の医療費控除：(医療費の支払額－保険金等の補てん額)－(10万円か所得の5%のいずれか少ない金額)＝控除額(限度額200万円) 医療費控除の特例：(対象となる医薬品の購入費合計額－保険金等の補てん額)－1万2千円＝控除額(限度額8万8千円) ※従来の医療費控除と医療費控除の特例は選択適用です。また、医療費控除の特例を受けるには、健康の保持増進等のための一定の取組(特定健診等)を行っている必要があります。									
社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除			支払った額全額							
生命保険料控除	支払った保険料の区分		支払った保険料の金額		生命保険料控除額					
	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ右記の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ右記の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)	新契約	①12,000円以下 ②12,000円を超え32,000円以下 ③32,000円を超え56,000円以下 ④56,000円を超える場合	新契約	①全額 ②支払金額×1/2+6,000円 ③支払金額×1/4+14,000円 ④一律28,000円					
地震保険料控除	①支払った保険料が地震保険料だけの場合	50,000円以下 50,000円を超える場合	⇒支払った保険料の合計額×1/2 ⇒一律25,000円							
	②支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下 5,000円を超え15,000円以下 15,000円を超える場合	⇒支払った保険料の全額 ⇒支払った保険料の合計額×1/2+2,500円 ⇒一律10,000円							
	③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合	・①+②の控除合計額が25,000円以下 ・①+②の控除合計額が25,000円を超える場合	⇒当該合計額 ⇒一律25,000円							
障害者控除	障害者 26万円	1万円	特別障害者 30万円	10万円	同居特別障害者 53万円	22万円				
寡婦、ひとり親控除	寡婦 26万円	1万円	ひとり親 30万円(母親の場合)	5万円	(父親の場合)	1万円				
勤労学生控除	26万円	1万円	{合計所得金額が75万円以下(うち給与と所得以外の所得が10万円以下)の勤労学生}							
配偶者控除	配偶者の合計所得金額が48万円以下	納税義務者本人の合計所得金額			配偶者の合計所得金額			納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超え950万円以下	950万円超1,000万円以下	48万円を超え50万円未満 50万円以上55万円未満 55万円以上95万円以下 95万円を超え100万円以下 100万円を超え105万円以下 105万円を超え110万円以下 110万円を超え115万円以下 115万円を超え120万円以下 120万円を超え125万円以下 125万円を超え130万円以下 130万円を超え133万円以下 133万円を超える場合	900万円以下 33万円 33万円 33万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円 0円	900万円超950万円以下 22万円 22万円 22万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円 0円	950万円超1,000万円以下 11万円 11万円 11万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円 0円		
扶養控除	①年少扶養親族(16歳未満) ②一般扶養親族(16歳以上、以下③④を除く) ③特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	0円 33万円 45万円	0円 5万円 18万円	④老人扶養親族(70歳以上) 同居老親等扶養親族(70歳以上の直系尊属) ※扶養の種類は、令和2年12月31日時点の年齢で判定します。	38万円 45万円	10万円 13万円				
基礎控除	(合計所得金額2,400万円以下) (合計所得金額2,400万円超～2,450万円以下)	43万円 29万円	5万円 5万円	(合計所得金額2,450万円超～2,500万円以下) (合計所得金額2,500万円超)	15万円 0円	5万円 0円				

□の金額は所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額です。(次の「調整控除」の計算に用います。)

配偶者控除及び扶養控除の適用は、配偶者及び扶養親族の前年中の合計所得金額(特別控除及び繰越損失控除前)が48万円以下の場合です。

調整控除

合計所得金額が2,500万円以下の方は、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、市民税・県民税の所得割額から次の額と2,500円のどちらか大きい額が控除されます。

- 合計課税所得金額が200万円以下の場合
「人的控除額の差の合計額」と「市県民税の合計課税所得金額」のいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%)
- 合計課税所得金額が200万円超の場合
{人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}の5%(市民税3%、県民税2%)

寄附金税額控除

都道府県、市区町村、県内の共同募金会及び日本赤十字社支部、条例指定団体(対象団体は、佐賀県に同じ)へ寄附をした場合や新型コロナウイルスに伴い中止したイベントのチケットの払い戻しを受けない場合、次の額を市民税・県民税の所得割から控除できます。

寄附金税額控除額=(寄附金額－2千円)×10%(市6%、県4%) ※総所得金額等の合計額の30%が上限

また、道府県、市区町村に対する寄附金については、上記の控除に加えて次の特例控除額を控除できます。

特例控除額=(対象の寄附金額－2千円)×(90%－所得税の税率×1.021) ※調整控除後の所得割額の20%が上限

住宅借入金等特別税額控除

平成23年から令和3年までに居住を開始した方のうち、所得税で住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受け、所得税だけでは控除しきれない分がある方は市民税・県民税からも控除ができます。控除を受ける場合は、年末調整または確定申告で申告をする必要があります。

特定株式等の譲渡・配当所得の申告

株式等の譲渡・配当所得から市民税・県民税が天引きされている場合は、それらの所得は基本的に申告不要です。ただし、株式譲渡割・配当割がある場合や繰越損失の適用がある場合などは本人の選択で申告をすることもできます。申告をする場合は、納税通知書の発送までに確定申告書、もしくは市民税・県民税申告書を提出する必要があります。また、申告の有無及び配当所得の課税方法は所得税と市民税・県民税で異なる選択をすることもできます。その場合には、納税通知書の発送までに所得税の確定申告書と市民税・県民税申告書を税務署と市役所それぞれに提出する必要があります。